

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号又は第7号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
競争入札に付することが不利と認められるとき、又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	1 契約の概要 下呂警察署及び警察本部車両等の公用車に使用する燃料（ガソリン及び軽油）を契約期間を通して単価契約により調達するもの。 2 「不利」又は「著しく有利な価格」の説明 自動車用燃料については、県庁の公用車用として購入するために岐阜県（出納管理課）において岐阜県石油商業協同組合との間で、来年度も単価契約（標準単価）が締結される見込みであり、その内の飛騨地域の契約単価（標準単価）を超えない価格で契約できる見込みであるため。 なお、管轄区域が広範囲にわたることから方面別に、公署から近距離に所在するなど警察業務にとって利便性の高い業者を選定することが合理的であることから、下記の業者を選定するもの。 岐阜県と岐阜県石油商業協同組合との契約締結前であることから、同契約がされない場合は再審査を行うこととする。 【選定業者】 斐太初ス(株) 代表取締役 野坂 太郎 今正商店 今井 正 山口石油(株) 代表取締役 山口 英徳 野中石油(株) 代表取締役 野中 一起 (有)上呂石油 代表取締役 船坂 英男 (有)マゼック 代表取締役 森本 繁司

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。

R8. 4. 27～適用

単位：円

品名	契約単価	うち取引に係る消費税及び地方消費税額
ガソリン リサーチ法85オクタン価以上 95オクタン価未満	170.75	15.52
軽油 セタン価45以上	154.29	12.66